

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

○大阪産業大学経済学部修学規程

昭和40年4月1日

規程第131号の3

改正 平成31年3月7日

令和2年3月16日

令和3年3月19日

令和4年4月1日

令和4年8月29日

令和5年1月16日

令和5年2月15日

令和5年3月3日

令和5年12月20日

第1章 総則

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第27条、第28条および第29条に基づく経済学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

第4条 最終学年において、演習の審査に合格しなければならない。

2 「専門演習4」を更に半年間継続の必要があると判定された者は次年度の学年末に、「専門演習5」を更に半年間継続の必要があると判定された者は次年度の前期末に再審査を受けることができる。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 3年次配当の「専門演習2」を登録し、学科配属が決定するまでの期間は、学部所属とする。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

- 3 経済学科に経済学コース、上級キャリアコース、観光ビジネスコース、公務員コースを置く。
- 4 国際経済学科に経済学コース、上級キャリアコース、観光ビジネスコース、公務員コースを置く。
- 5 履修コースへの配属、変更等については、別に定める。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。
なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

- (1) 履修申請期間は、予め告示する。
- (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
- (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第7条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第8条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 48単位とする。編入学生についても48単位とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目。

ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。

ハ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 「専門演習2」を履修するためには、2年次前期修了時点において本規程第11条に

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

定める卒業の要件を満たすために必要な単位を、「専門演習 1」を含む28単位以上修得していなければならない。

イ 履修する「専門演習 1」の教員の学科所属により、経済学科および国際経済学科への学科配属を決定する。

ロ 3年次配当科目を履修することができるのは、学科配属を受けた者とする。

(2) 「専門演習 3」を履修するためには、原則として、「専門演習 2」をあらかじめ修得していなければならない。

(3) 「専門演習 4」を履修するためには、次のいずれかの条件を満たしていなければならない。

イ 原則として、「専門演習 3」をあらかじめ修得していること。

ロ 2年次修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、76単位以上修得し、かつ、別に定める基準にしたがって、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

(4) 「専門演習 5」を履修するためには、原則として、「専門演習 4」をあらかじめ修得していなければならない。

(5) 「専門演習 1」、「専門演習 2」、「専門演習 3」、「専門演習 4」および「専門演習 5」を履修する際の教員は、原則として、同一人であること。

(6) 卒業見込証明書は、次のいずれかの条件をみたしている者に対して発行する。

イ 3年次修了時点において本規程第11条に定める卒業の要件を満たすために必要な単位を、76単位以上修得し、かつ、原則として「専門演習 1」、「専門演習 2」および「専門演習 3」を修得済みの者。

ロ 本規程第11条に定める卒業の要件をみたすために必要な単位を、その年度に履修申請した単位を修得することによって充足できる者

ハ 2年次修了時点において、別に定める基準にしたがって、「専門演習 2」と同時に「専門演習 4」、「専門演習 3」と同時に「専門演習 5」の履修を認められた者

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 経済学科

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上（留学生は

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

8単位以上。)、キャリア教育関連科目分野より2単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、80単位以上とする。

ハ 他学部の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習および卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち10単位までを、専門教育科目区分の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。))。

総合教育 科目	教養教育 科目	人文科学	(留学生に限る)	20単位以 上	124単位	学士 (経済 学)
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
		日本文化				
		人間教育				
	キャリア教育関連科目		2単位以上			
	言語文化 科目	英語	6単位以上 (留学生 は8単位以 上)			
		初修外国語				
		日本語				
身体科学科目						
専門教育科目		必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて80単位以上（自由科目10単位を含む）				
4年以上在学						

注)

① 留学生は、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

② 卒業の要件をみたすために必要な単位を、別に定める基準にしたがって、優秀な成績をもって修得したと認められた者は、3年以上の在学で卒業することができる。

(2) 国際経済学科

1 学則・奨学関係（131-3 大阪産業大学経済学部修学規程）

イ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上（留学生は8単位以上。）、キャリア教育関連科目分野より2単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20単位以上とする。

ロ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、80単位以上とする。

ハ 他学部の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習および卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち10単位までを、専門教育科目区分の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

総合教育科目	教養教育科目	人文科学	20単位以上 (留学生に限る)	124単位	学士 (経済学)
		社会科学			
		自然科学			
		学際領域			
		日本文化			
		人間教育			
	キャリア教育関連科目		2単位以上		
	言語文化科目	英語	6単位以上 (留学生は8単位以上) (留学生に限る)		
		初修外国語			
		日本語			
身体科学科目					
専門教育科目		必修、選択必修、選択科目の単位を合わせて80単位以上（自由科目10単位を含む）			
4年以上在学					

注)

① 留学生は、言語文化科目分野の「日本語読解1」、「日本語読解2」、「日本語作文1」、「日本語作文2」、「上級日本語読解1」、「上級日本語読解2」、「上級日本語作文1」および「上級日本語作文2」を必修とする。

② 卒業の要件をみたすために必要な単位を、別に定める基準にしたがって、優秀な成績をもって修得したと認められた者は、3年以上の在学で卒業することができる。

3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

(1) 経済学科

イ 編入できるコースは、経済学コースに限る。

ロ 必修科目は、12単位とする。専門教育科目区分の演習科目分野より、「専門演習 2」、「専門演習 3」、「専門演習 4」および「専門演習 5」を修得すること。ただし、「基礎演習 1」、「基礎演習 2」、「基礎演習 3」および「専門演習 1」は、履修することができない。

ハ 選択必修科目は、28単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ② 専門教育科目区分の経済学基礎科目分野より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ③ 専門教育科目区分の経済学科展開科目分野より 8 単位以上を修得すること。ただし、8 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ④ 専門教育科目区分の実践科目分野より 4 単位以上を修得すること。ただし、4 単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ニ 選択科目は、22単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の経済学基礎科目分野より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の経済学科展開科目分野より 8 単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の実践科目分野より 4 単位を超えて修得した単位および専門教育科目区分の国際経済学科展開科目分野より修得した単位と合わせて、22単位を修得すること。
- ② 自由科目制度により修得した単位は、4 単位を上限とし、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

専門教育科目	必修科目 12単位		62単位	学士 (経済学)
	選択必修科目	経済学入門科目 8単位		
		経済学基礎科目 8単位		
		経済学科展開科目 8単位		
		実践科目 4単位		
	選択科目 (自由科目より4単位を含む) 22単位			
2年以上在学				

(2) 国際経済学科

イ 編入できるコースは、経済学コースに限る。

ロ 必修科目は、12単位とする。専門教育科目区分の演習科目分野より、「専門演習2」、「専門演習3」、「専門演習4」および「専門演習5」を修得すること。ただし、「基礎演習1」、「基礎演習2」、「基礎演習3」および「専門演習1」は、履修することができない。

ハ 選択必修科目は、28単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より、8単位以上を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ② 専門教育科目区分の経済学基礎科目分野より8単位以上を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ③ 専門教育科目区分の国際経済学科展開科目分野より8単位以上を修得すること。ただし、8単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ④ 専門教育科目区分の実践科目分野より4単位以上を修得すること。ただし、4単位を超えて修得した単位は、選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。

ニ 選択科目は、22単位とする。

- ① 専門教育科目区分の経済学入門科目分野より8単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の経済学基礎科目分野より8単位を超えて修得した単位、専門教育科目区分の国際経済学科展開科目分野より8単位を超えて修得した単位、専門教育科

1 学則・奨学関係（131-3 大阪産業大学経済学部修学規程）

目区分の实践科目分野より4単位を超えて修得した単位および専門教育科目区分の経済学科展開科目分野より修得した単位と合わせて、22単位を修得すること。

- ② 自由科目制度により修得した単位は、4単位を上限とし、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

専門教育科目	必修科目 12単位		62単位	学士(経済学)
	選択必修科目	経済学入門科目 8単位		
		経済学基礎科目 8単位		
		国際経済学科展開科目 8単位		
		実践科目 4単位		
	選択科目（自由科目より4単位を含む） 22単位			
2年以上在学				

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の2（以下別表という。）に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め32単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を30単位、合わせて62単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種地理歴史の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。
- (3) 高等学校教諭一種公民の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習 1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む。）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習 2 a」または「教育実習 2 b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習 1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。

1 学則・奨学関係 (131-3 大阪産業大学経済学部修学規程)

- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 (削除)

第18条 (削除)

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月7日)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日)

(施行期日)

この規程は、令和4年8月29日から施行する。ただし、第18条については、学則第51条の定めに関わらず、令和4年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則 (令和4年8月29日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月16日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月15日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日)

1 学則・奨学関係（131-3 大阪産業大学経済学部修学規程）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第18条（削除）については、学則第51条の定めに関わらず、令和6年度以降に在籍する学生に適用する。